



第95号 発行所 小田原市役所 小田原市幸1の138 編集兼発行人 浦 寅 松 定価 一部三円 文進堂印刷所

人口 118,553人 男 58,309人 女 60,244人 世帯 23,658 2月1日現在

市議会2月臨時会

一般会計 追加更正予算など 十八件を審議

市議会臨時会は、二月七日開会され、久野線道路改良費、漁港修築に伴う二級国道の付替による用地造成等に係る区画整理事業費その他の諸経費を追加した一般会計並びに各特別会計の追加更正予算など十八件(別掲参照)が上程され、市長の提案理由の説明が行われ質疑の後いずれも原案の通り可決されました。なお、今回議決された主な議案内容は次の通りであります。

- ◇昭和三十三年度小田原市追加更正予算
 - 案1 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才八号、才十号)
 - 案2 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才七号、改案費百七十四万)
 - 案3 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才八号、才十号)
 - 案4 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才七号、改案費百七十四万)
 - 案5 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才八号、才十号)
 - 案6 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才七号、改案費百七十四万)
 - 案7 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才八号、才十号)
 - 案8 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才七号、改案費百七十四万)
 - 案9 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才八号、才十号)
 - 案10 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才七号、改案費百七十四万)
 - 案11 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才八号、才十号)
 - 案12 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才七号、改案費百七十四万)
 - 案13 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才八号、才十号)
 - 案14 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才七号、改案費百七十四万)
 - 案15 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才八号、才十号)
 - 案16 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才七号、改案費百七十四万)
 - 案17 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才八号、才十号)
 - 案18 昭和三十二年小田原市追加更正予算(才七号、改案費百七十四万)

校舎の建設進む

下曾我・山王小學校

かねてより建設中の下曾我小学校校舎は四教室と渡り廊下がそれぞれ増設されることになりました。学校校舎増築工事は写真のようにすでに主体建築工事の大半を完了し、三月中旬の完成を目指して目下仕上げ工事が急がれております。工事概要については既報(十一月市報)の通りであります。この校舎の完成によつて下曾我小学校は六教室と便所が、山王小学校は四教室と渡り廊下がそれぞれ増設されることになりました。

建設をすすむ

市立城内小学校図書館増築工事(工事概要)

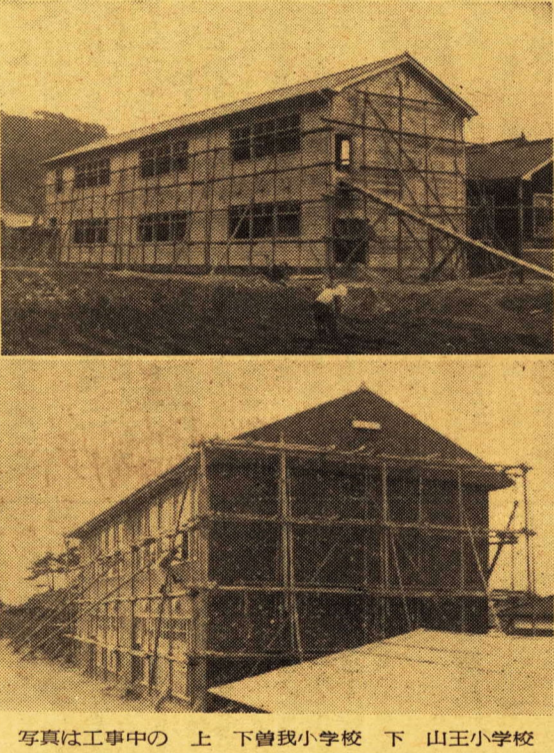
木造平家建屋型スレート葺 延長二六・五坪 工事費 七十九万九千七百九十円 完成予定 三月十日

下水溝工事

板橋地区など 八カ所が完成

市では、環境衛生の観点から昭和三十一年度以降に引続いて本年度も下水溝の改善を逐次行つてまいりましたが、さる一月末日までに次の通り完成いたしました。

- ◇坂橋八六番地先水道 延長三七米
- ◇曾我谷津六二番地先公共水路 延長三四米
- ◇多古二六番地先公共水路 延長二〇米
- ◇中島一四番地先水道 延長一〇米
- ◇緑一丁目七二番地先公共水路 延長一〇米
- ◇新玉四丁目五三九番地先 延長二八米
- ◇国府津一八〇番地先 延長九〇米
- ◇緑二丁目一四七番地先公共水路 延長九〇米



写真は工事中の上 下曾我小学校 下 山王小学校

追加更正予算の概要 (議決) 一般会計

▲減額を示す		26,925,788
歳入の部		26,925,788
市税	市民税 (3,641,000)	6,651,000
	固定資産税 (3,010,000)	6,651,000
公営企業及び財産収入	運輸事業益金収入 (6,000,000)	3,000,000
	財産売却代金 (▲3,000,000)	3,000,000
国庫支出金	教育費支出金	375,100
県支出金	土木費支出金 (13,669,586)	13,813,436
	教育費支出金 (20,790)	13,813,436
	産業経済費支出金 (83,000)	
	統計調査費支出金 (40,060)	
寄附金	土木費寄附金 (150,000)	986,000
	教育費寄附金 (836,000)	
雑収入	下府中小学校門柱移転補償料	100,252
	その他	2,000,000
市債	県営小田原漁港修築費負担金債	2,000,000
歳出の部		26,925,788
議会費	経常費	230,000
市役所費	経常費の内部更正	0
土木費	小田原久野線道路改良工事 (500,000)	1,500,000
	早川沿岸土地区画整理事業 (県支出金13,169,586)	13,169,586
	県道改修負担金 (寄附金150,000)	6,450,000
教育費	下府中小学校給水及び門柱その他移転工事	749,322
	寄附金雑収入	296,322
	標準保護児童教科書給付費補助金	581,518
	標準保護児童給食費補助金 (国県支出金315,890)	636,000
	奨学育英資金交付金	636,000
	小学校用地買収繰上償還金	1,552,150
	その他	347,576
保健衛生費	経常費の内部更正	0
産業経済費	集荷促進協力費 (県支出金83,000)	807,930
	土地改良事業費	671,000
	その他	53,930
統計調査費	中小企業総合基本調査費	40,060
公債費	震災関係債繰上償還その他	282,165
	一時借入金利息	▲2,518,500
諸支出金	病院事業会計へ繰出	3,000,000
	国庫返納金	472,710
予備費		▲374,729
前年度の累計額	追加更正予算額	合計
767,343,393	26,925,788	794,269,181

土地と家屋は 全面的に評価替え

昭和三十三年度は固定資産評価調査のすんだ地区(緑、新玉、の基年年度にあたりますので、本年、幸及び十)から実施する年一月一日現在市内に所在する固定資産のうち、償却資産を除いた土地と家屋は全面的に評価替えが逐次この方法が適用されることとなります。

固定資産課税台帳の縦覧 期間 3月1日～3月20日 時間 毎日午前8時30分～午後5時 場所 市役所税務課 但し豊川、上府中、酒匂、国府津、下曾我、片浦及び曾我の地域については各支所

市民税の 税率が変わりました

市民税所得割の税率は、いままで前年の所得割の百分の十五でありましたが、地方税法の改正により昭和三十三年度は百分の十八・五、昭和三十四年度以降は百分の二十になりました。

昭和33年度市民税の 申告期限は3月15日です

昭和三十三年市民税の申告時期がまじりました。この申告は、例年の通り一月一日現在、本市に居住されている方は三月十五日までに、もれなく申告していただくことになっております。申告用紙は、二月末日までにお手もとに配布される予定ですから申告用紙の裏面を参考に遅れないうちに申告して下さい。

戦傷病者から 感謝された巡回相談

戦傷病者の巡回相談が、さる二月十四日午前九時から中央公民館分室で行われました。この巡回相談は、市が戦傷病者援護の一環として実施したもので、県の身体障害者更生相談所の所長や整形外科医師をはじめ、県の世話課からは恩給係長が、又



戦傷病者から感謝された巡回相談

戦傷病者の巡回相談が、さる二月十四日午前九時から中央公民館分室で行われました。この巡回相談は、市が戦傷病者援護の一環として実施したもので、県の身体障害者更生相談所の所長や整形外科医師をはじめ、県の世話課からは恩給係長が、又

戦傷病者の巡回相談が、さる二月十四日午前九時から中央公民館分室で行われました。この巡回相談は、市が戦傷病者援護の一環として実施したもので、県の身体障害者更生相談所の所長や整形外科医師をはじめ、県の世話課からは恩給係長が、又

が任意的のものを用いてある... 尊徳記念館... 一、使用料の収納について

小、中学校... 二、予算整理について... 三、物品の管理について

片浦地区で あわびを放養 禁漁期間は三カ年... 三十二年産米 政府の買入目標を達成

米神漁業協同組合... 三十二年産米 政府の買入目標を達成

あわびを放養 禁漁期間は三カ年... 三十二年産米 政府の買入目標を達成



あわびを放養 禁漁期間は三カ年... 三十二年産米 政府の買入目標を達成

これらの取扱については... 四、物品の管理について... 五、文書の整理について

六、学校管理について... 七、その他... 八、酒匂幼稚園

九、補導生募集... 小田原婦人公職業補導所... 平塚公共職業補導所

Table with 4 columns: 農協名, 指示数量, 12月23日現在, 比率. Lists various agricultural associations and their production statistics.

損害は 最近十年間の最低... 一、昨年の火災状況... 消防署の望みからみて火災は

損害は 最近十年間の最低... 一、昨年の火災状況... 消防署の望みからみて火災は

酒匂幼稚園... 一、保育料の収納について... 二、消費品受払簿は三十一年と三十二年を併せて整理されている

補導生募集... 小田原婦人公職業補導所... 平塚公共職業補導所

Table with 4 columns: 農協名, 指示数量, 12月23日現在, 比率. Continuation of agricultural statistics table.

損害は 最近十年間の最低... 一、昨年の火災状況... 消防署の望みからみて火災は

損害は 最近十年間の最低... 一、昨年の火災状況... 消防署の望みからみて火災は

損害は 最近十年間の最低... 一、昨年の火災状況... 消防署の望みからみて火災は

結核健康診断の 受診率は四六%

昨年七月二十日から十一月三十日に治療を必要とするものであり、発見されたものは五七二人の多き日間で一般市民の方々(学校生徒)したので早期発見に感謝に達し、如何に潜在患者が多いか、事業場勤務者等を除くを対象としてレントゲンによる結核健康診断を実施しましたが、その結果は次の通りであります。

また有所見者一、一七四人の方々が健康で明るい生活ができてからの申告を見ると、以前より自覚するよう今年こそ該当者全部が一人分の病気を知っていたものは六〇〇の現れもなくこの健康診断を受け即ち該当者四七、八六三人に對してレントゲン間接撮影を受けた方は二、九七一人(受診率四六%)で更に精密検査を受けた方は一、六七六人(受診者の七・六%)でした。

新入学児童の 保護者にお願

昭和三十二年四月一日に入学する小学校を通過して、四月一日には、この通しレントゲン間接撮影を受けた方は二、九七一人(受診率四六%)で更に精密検査を受けた方は一、六七六人(受診者の七・六%)でした。

昭和三十二年四月一日に入学する小学校を通過して、四月一日には、この通しレントゲン間接撮影を受けた方は二、九七一人(受診率四六%)で更に精密検査を受けた方は一、六七六人(受診者の七・六%)でした。

市内業者の力作 千余点を展示

小田原市で生産する菓子品の品質向上、小田原商工業会、小田原市、小田原市商工業組合主催のもとに開



かれた小田原梅まつり菓子展は、二月七日から九日までの三日間市内業者の力作を千余点の力作を展示して中央公民館で盛大に行われまし



甘い香りに包まれた会場には延三万八千人の人々が集まり、展示品一、〇三五点のうち審査出品物五四種三六〇点の作品を鑑賞しましたが、中にはアメで作られた小田原ちやうちん(白賞)、羊

山正芳 梅の春 (盛月堂 本店川口敬次郎) 一夜城 (曾我風月堂神保主介) 和生菓子部

特選 浜大漁 (風月堂石川千徳) 特選 城の松 (丸嶋井上善太郎) 特選 舞鼓 (松坂屋本店越川金次郎) 特選 一般菓子部 (錦月久下猛則) 特選 柿の木 (牙堂高橋清蔵)

特選 山芋まんじゅう (集栄堂平井幸次郎) 特選 名残の松 (河内屋殿)

特選 柿の木 (牙堂高橋清蔵)

特選 柿の木 (牙堂高橋清蔵)

特選 柿の木 (牙堂高橋清蔵)

人気を呼んだ 小田原こけし展

小田原こけし十周年記念展示会の共催によって中央公民館で開催は、さる二月十三日から十六日まで、四日間小田原市、小田原商工業会、箱根物産協同組合連合会

新デザインをこらした新作品など約一、〇〇〇点が展示され、連日多数の参観者で賑わいました。

つばみ人形 箱根町 加藤 周平

レコードコンサート

レコードコンサート

レコードコンサート

レコードコンサート

精密検査者の検査時における自覚状況

指導区分	A1	B1	B2	C2	D2	D3	計
生活規定区分	要休養	要休業	要観察	要注意	健康	健康	
医療区分	要医療	要医療	要観察	要観察	要観察	健康	
初めて発見されたもの	46	79	35	109	38	265	572
率	82.1	89.8	63.7	80.1	86.4	33.3	48.7
以前の病状を自覚していたもの	10	9	20	27	6	530	602
率	17.9	10.2	36.3	19.9	13.6	66.7	51.3
計	56	88	55	136	44	795	1.174

白山中Aチームが優勝

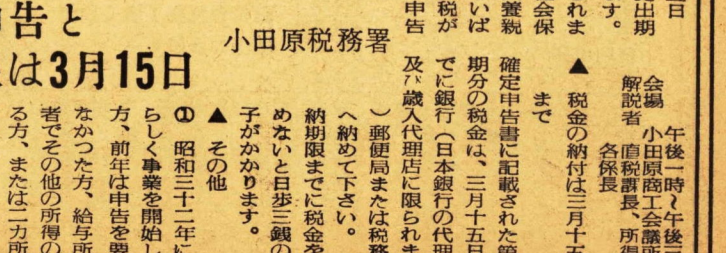
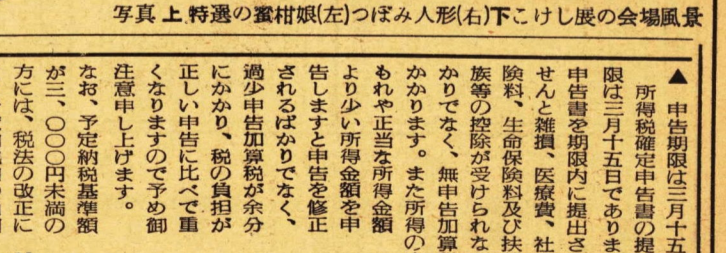
白山中Aチームが優勝

白山中Aチームが優勝

白山中Aチームが優勝

白山中Aチームが優勝

白山中Aチームが優勝



たゆまず たゆまず 貯蓄

小田原市

貯蓄目標達成 特別運動期間 (33.3.1) (33.3.31)

所得税の確定申告と納税の期限は3月15日

小田原税務署

申告期限は三月十五日

所得税確定申告書の提出期限は三月十五日であり、申告書を期限内に提出されないと雑損、医療費、社会保険料、生命保険料及び扶養親族等の控除が受けられないばかりでなく、無申告加算税がかかります。また所得の申告もれや正当な所得金額より少ない所得金額を申告しますと申告を修正されるばかりでなく、過少申告加算税が余分にかり、税の負担が正しく申告に比べて重くなりますので予め御注意申し上げます。

なお、予定納税標準額が三、〇〇〇円未満の方は、税法の改正により予定納税額の通知がしてありませんが、確定申告義務のある方は申告していただくか、ばならないので御注意下さい。

▲ 申告指導説明会の開催

税務署では二月十六日から三月十五日まで個別に所得内容その他についての御相談に応じております。

また、次の日程で説明会を開催して所得金額の計算方法及び申告書の書き方を説明することになっておりますので、お手持に送付された確定申告書用紙、説明書等を持参の上お集り下さい。

日時 三月十日(月)

午後一時〜午後三時

会場 小田原商工業会事務所

解説者 直税課長、所得税各係長

▲ 税金の納付は三月十五日まで

確定申告書に記載された第三期の税金は、三月十五日までに銀行(日本銀行の代理店)及び歳入代理店に限られます(郵便局または税務署へ納めて下さい)。

納期限までに税金を納めないと日歩三銭の利子がかかります。

▲ その他

① 昭和三十三年に新しく事業を開始した方、前年は申告を要しなかつた方、給与所得者その他の所得のある方、または一力所以上から給与を受けている方で申告をしなければならぬかどうかは税務署にお問合せ下さい。

② 新たに申告される方のために税務署、市役所に申告書用紙を準備しておりますので、御入用の方は申込んで下さい。

③ 確定申告をすれば所得税の還付を受けられる方は、なるべく早目に提出して下さい。

④ 還付金額が一〇万円以上の方は還付請求書および印鑑証明書が必要ですから、お忘れなく申告書に添付の上提出して下さい。